

和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

庁用自転車の交通事故について、相手方との間で和解の合意に達したため、和解および損害賠償額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、庁用自転車による人身事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1 和解および損害賠償の相手方

東京都青梅市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 概要

令和元年 8 月 7 日午前 11 時 12 分頃、市嘱託職員が、青梅市立総合病院において開催された関係者会議終了後、庁用自転車にて帰庁のため東青梅 4 丁目付近を走行中に相手方と接触し、相手方に対し肩打撲傷、坐骨部打撲傷および顔面打撲傷を負わせたものである。

3 和解の内容

(1) 青梅市は、本件事故による損害について、相手方に対し、4 の額を

賠償する。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) 相手方は、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求および訴えの提起をしない。

4 損害賠償の額

¥ 1, 0 1 1, 6 5 2. —